

# 各務原市公共施設定期点検結果判定会設置要綱

(令和4年11月28日決裁)

## (設置)

第1条 市が所有し、又は管理する公共施設(公用又は公共の用に供する施設をいう。以下同じ。)について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項及び第4項の規定に基づく定期点検の結果に係る判定の妥当性を検証し、適切な維持管理を図るため、各務原市公共施設定期点検結果判定会(以下「判定会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 判定会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設の点検結果の判定に関すること。
- (2) 公共施設の維持管理の方針に関すること。

## (委員)

第3条 判定会は、次に掲げる5人以内の委員をもって組織する。

- (1) 企画総務部長
- (2) 都市建設部長
- (3) 都市建設部建築指導課長
- (4) 一級建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士をいう。)である市の職員又は公共施設の建築に関する設計審査、工事監理及び営繕業務の実務経験が10年以上ある市の職員
- (5) 第三種電気主任技術者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者をいう。)である市の職員又は公共施設の建築設備に関する設計審査、工事監理及び営繕業務の実務経験が10年以上ある市の職員

## (会長)

第4条 判定会に会長を置き、都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、判定会を代表する。

## (会議)

第5条 判定会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

3 会長は、緊急を要するときその他必要と認めるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴することをもって会議に代えることができる。

（守秘義務）

第6条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 判定会の庶務は、都市建設部建築指導課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、判定会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。